

特別養護老人ホーム湘南喜楽園 料金表

【ユニット型個室】 ※負担割合が1割でない方は第4段階で計算しています。

令和6年6月現在

要介護度	1日あたりの 単位数	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	口腔衛生 管理加算Ⅰ	介護職員 処遇改善 加算Ⅱ	介護保険 負担限度額 認定	食費 (1日)	居住費 (1日)	1割負担 利用料金 (31日)	2割負担 利用料金 (31日)	3割負担 利用料金 (31日)
要介護1	670	6	13	90/月	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	59,889円	175,734円	200,903円
						第2段階	390円	820円	62,679円		
						第3段階①	650円	1,310円	85,929円		
						第3段階②	1,360円	1,310円	107,939円		
						第4段階	1,445円	2,600円	150,564円		
要介護2	740	6	13	90/月	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	62,390円	180,735円	208,405円
						第2段階	390円	820円	65,180円		
						第3段階①	650円	1,310円	88,430円		
						第3段階②	1,360円	1,310円	110,440円		
						第4段階	1,445円	2,600円	153,065円		
要介護3	815	6	13	90/月	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	65,069円	186,093円	216,442円
						第2段階	390円	820円	67,859円		
						第3段階①	650円	1,310円	91,109円		
						第3段階②	1,360円	1,310円	113,119円		
						第4段階	1,445円	2,600円	155,744円		
要介護4	886	6	13	90/月	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	67,605円	191,165円	224,050円
						第2段階	390円	820円	70,395円		
						第3段階①	650円	1,310円	93,645円		
						第3段階②	1,360円	1,310円	115,655円		
						第4段階	1,445円	2,600円	158,280円		
要介護5	955	6	13	90/月	1カ月の 総単位数 ×13.6%	第1段階	300円	820円	70,070円	196,095円	231,445円
						第2段階	390円	820円	72,860円		
						第3段階①	650円	1,310円	96,110円		
						第3段階②	1,360円	1,310円	118,120円		
						第4段階	1,445円	2,600円	160,745円		

*上記の料金は、1単位×10.27円（地域区分）で計算されています。

*「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「滞在費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

*入居の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

*介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

*その他の料金及び各加算料金の内容については、裏面をご覧ください。上記利用料金には裏面の各種加算項目の適用欄に○が付いている加算が含まれています。

特別養護老人ホーム湘南喜楽園 料金表

○その他の料金等について

内 容	金 額
①日用品（歯ブラシ・歯磨き粉・ポリデント・ティッシュペーパー等）	実費
②理美容費	実費
③医療費、薬費	実費
④7泊を超える長期入院、外泊時は別途居住費が発生します。	実費
⑤預り金管理料	2,000円/月
⑥私物電気代	1台につき50円/日（上限額は2台合計100円まで）

○各種加算項目

加算項目	内容等	加算料金	適用
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置	6円/日	○
看護体制加算Ⅱ	最低基準を1人以上上回った看護職員を配置し、かつ看護職員と24時間の連絡体制を確保している	13円/日	○
栄養マネジメント強化加算	栄養士又は管理栄養士を1名以上配置し、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っている場合	11円/日	○
口腔衛生管理加算	口腔衛生の管理体制を整備し、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。	90円/月	※
看取り介護加算Ⅰ	入居者又はその家族等の同意を得て、入居者の看取り介護を実施した場合（死亡日以前31日以上45日以下）	72円/日	※
	入居者又はその家族等の同意を得て、入居者の看取り介護を実施した場合（死亡日以前4日以上30日以下）	144円/日	※
	入居者又はその家族等の同意を得て、入居者の看取り介護を実施した場合（死亡日以前2日又は3日）	1,280円/日	※
	入居者又はその家族等の同意を得て、入居者の看取り介護を実施した場合（死亡日）	75円/日	※
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の情報を厚生労働省に提出している場合に算定	50円/月	○
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡発生防止のため定期的に評価し厚生労働省に提出、計画的に褥瘡管理を実施した場合（3ヵ月に1回）	3円/月	※
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件を満たし、褥瘡が発生するリスクがある入所者について褥瘡の発生のないこと	13円/月	※
初期加算	入居日から30日以内の期間 1ヶ月以上入院ののち、退院後30日	30円/日	※
外泊時費用（月6日を限度）	外泊、入院した期間	246円/日	※
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総単位数に対して13.6%		○

* 上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

* 上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。